平成２８年（フ）第４６８号
堺市東区大美野160番地１　ルミナス大美野102号、前住所堺市東区北野田141番地10
債務者　あまえんぼこと　岩本　照美（旧姓西村）
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５２７号
堺市中区伏尾196番地
債務者　金本光子こと　金　　衡順
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５３４号
堺市東区北野田472番地１　ウォールストリート303号
債務者　木田　一也
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５５２号
大阪府松原市河合５丁目245番地
債務者　森山ツヤ子
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５６３号
堺市中区深井北町154番地12
債務者　渡邊　慎一
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５３２号
神戸市長田区蓮宮通２丁目９番地の25ピッコロ202号、従前の住所神戸市長田区前原町１丁目10番９号
債務者　髙見　　誠
１　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４６号
神戸市長田区長田天神町３丁目１番12号下村ハイツ101号、従前の住所神戸市須磨区妙法寺字津江田920番地の１
債務者　前田　周市
１　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５５号
神戸市中央区下山手通８丁目15番19―401号
債務者　藤原　正雄
成年後見人　姥圭　太郎
１　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２号
山口県萩市大字椿東4498番地２
債務者　井町　和美
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第１４５号
長崎県長崎市錦１丁目５番21―202号、旧住所長崎県長崎市昭和１丁目３番19号　淵野ビル201号
債務者　西坂　大輔（旧姓島元）
１　決定年月日時　平成28年７月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５号
福井県敦賀市金山73号８番地　沢　クロスロード沢ｕｎ203
債務者　加藤　卓也
１　決定年月日時　平成28年７月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第１１２号
長野県木曽郡木祖村大字薮原1581番地１　教職員住宅小学校６号
債務者　渡辺　　創
１　決定年月日時　平成28年７月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１０５号
三重県亀山市みずほ台１番地299
債務者　竹内　　祥
１　決定年月日時　平成28年７月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１６９号
滋賀県甲賀市信楽町長野1140番地
債務者　中川惠美子
１　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６３号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目230番地の１グランドゥール東園田102号
債務者　三原　大輝
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４４号
兵庫県豊岡市下陰24番地の１　ダイドーマンション下陰205号
債務者　奥田工業こと　奥田松太郎
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
高知県幡多郡黒潮町出口251番地
債務者　山本　ゆか
１　決定年月日時　平成28年７月25日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
高知地方裁判所中村支部